

第 31 期東京都青少年問題協議会
第 5 回児童健全育成部会（拡大専門部会）

平成 29 年 5 月 16 日（火）

○青少年課長 お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから第31期東京都青少年問題協議会拡大専門部会を開催いたします。

私は、本協議会の事務局を担当しております東京都青少年・治安対策本部青少年課長の重成でございます。よろしくお願いいたします。

皆様には、大変お忙しい中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。座りまして失礼させていただきます。

本協議会は、委員の半数以上の出席をもって開催することとしております。本日もご出席いただいております委員数は26名となっております、開催に当たり必要な定足数に達しておりますことをご報告いたします。

また、本協議会は原則公開となっております。議事録につきましても同様の取扱いとなりますので、ご承知おきください。

次に、本日の配付資料のご確認をお願いいたします。次第が1枚ございます。その次に、資料1といたしまして、答申（案）【概要】というものが1つございます。また、資料2といたしまして、答申（案）となっております。また、資料番号は付しておりませんが、参考資料といたしまして、「こたエール」のチラシ、それから「平成29年度青少年の性被害等の防止対策講演会のご案内」等をお配りしてございます。

なお、緑のクリアファイルに入れ卓上に置かせていただいております、自画撮り被害の主な事例と題した資料につきましては、詳細な被害相談情報を含んだ内容となっておりますことから、相談者にご配慮いただき、傍聴の方も含め、皆様、お帰りの際には、卓上に置いたままお帰りいただきたいと思っております。不足がございましたら挙手にてお知らせください。

それでは、この後の進行は、児童健全育成部会の木村部会長にお願いしたいと存じます。

木村部会長、よろしくお願いいたします。

○部会長 はい、皆様、本日もよろしくお願いいたします。児童健全育成部会部会長の木村でございます。

本日は、拡大専門部会ということで、お忙しい中、大勢の皆様にお集まりいただきましてまことにありがとうございます。

児童健全育成部会では、諮問事項であります「児童ポルノ等被害が深刻化する中での青少

年の健全育成」について、これまで4回にわたり、部外の有識者の方々を招致するなどして、部会委員で審議を重ねてまいりました。

本日は、これまでの審議を取りまとめ、答申（案）を策定いたしましたので、本日、他の委員の皆様にご報告し、ご意見を賜りたいと存じております。

初めに、児童健全育成部会におけるこれまでの審議経過等について事務局の方からご報告をお願いできますでしょうか。

○青少年課長 はい、それでは、児童健全育成部会におけるこれまでの審議経過を簡単にご説明いたします。

まず、資料2の答申（案）をご覧ください。右上、左上に通しのページ番号を付してございます。

この通し番号の25ページをお開きください。本年2月21日に開催されました本協議会の第1回総会におきまして、知事から諮問された事項が載っております。

児童ポルノ等被害が深刻化する中での青少年の健全育成について、特に脅されたりだまされたりするなどして、青少年が自分の裸体等をスマートフォン等で撮影させられた上、メール等で送られる被害、いわゆる自画撮り被害につきまして対策が諮問されました。

1枚おめくりいただきまして、通し番号の27をご覧ください。児童健全育成部会審議経過でございます。

まず、2月21日の第1回総会におきまして、坂元委員によるプレゼンテーションをいただきました。その要旨は、通し番号の37ページ以降に添付してございます。自画撮り被害につきまして、青少年は性に関する健全な判断能力が形成途上であり、将来のダメージについてよく考慮しなかったり、それを過小評価してしまうなどのため、リスク志向行動が顕著になりやすいという発達的な特性を持つというご講演をいただきました。

この発達的な特性は、生得的な面とそうでない面とがございまして、生得的な面からは安全な環境の提供、そうでない面からは教育啓発の取組が必要であると、どちらの取組も無視できないという内容のご見解をいただいたところでございます。

再度、通し番号の27にお戻りください。その後、第1回、第2回の健全育成部会におきまして、各方面の外部有識者に講演をいただくなどして、自画撮り被害の実態把握を行いました。その中で紹介されたデータの一部、その後更新されたものもございしますが、ご紹介いたします。

通し番号 31 の青少年の自画撮り被害を取り巻くデータをご覧ください。

一番上のデータは、これまでご覧いただいたグラフと同じでございますが、全国の児童ポルノの自画撮り被害児童数の推移でございます。28 年もさらに増加している状況でございます。

2 番目のデータも、これまでご覧いただいたと思いますが、グラフと同じでございます。全国と警視庁の児童ポルノ事犯全体の検挙件数及び被害児童数の推移でございます。28 年もさらに増加しているという状況でございます。

3 番目のデータが、都が運営する青少年のネットトラブル相談窓口「こたエール」に寄せられました相談件数のグラフでございます。相談全体は、28 年度に減少いたしましたが、相談全体に占める性的画像等に関する相談の割合は、年々増加してございます。

なお、相談センターへの減少につきましては、架空請求に関する相談の減少の影響が大きいということがございますが、要因ははっきりとはわかりません。

教育庁による SNS 東京ルールを取組が始まったのが、27 年 11 月、また、警視庁の迷惑メール監視システムの運用が開始されたのが、28 年 11 月、また、近年、当本部も普及啓発等を強力に推進してございます。これらの効果かもしれませんが、はっきりとはわかりません。

ただし、それでもなお、性的画像等に関するトラブルを押さえ込めていないという状況が表れていると思います。

また、東京都の現在の取組も紹介いたしました。通し番号 33 ページをご覧ください。「東京都青少年・治安対策本部における自画撮り被害防止に資する普及啓発の取組について」をご覧ください。青少年のみならず、保護者、地域の皆様方を含めた講習会の実施、それから配布物の作成、その他と平成 29 年度は、さらに充実強化を図っているところでございます。

また、教育庁からも平成 27 年 11 月に SNS 東京ルールを策定し、インターネットに関する学校ルールづくりを中心に、SNS の利用一般に関して児童に考えさせる機会を提供する取組を推進している旨の説明もいただいたところでございます。

また、当本部では電話、メールによる相談窓口として、東京都こどもネット・ケータイヘルプデスク、愛称「こたエール」を運営していることもご紹介いたしました。卓上にチラシを置かせていただいております。

さらに、事例の検討も行いました。通し番号 35 をご覧ください。自画撮り被害の主な事例

でございます。

ここには、執拗に画像送信を働きかけられた事例であったり、同性になりすまされた事例、それから威迫をされた事例、それから金銭の支払いを約束された事例等を挙げてございます。5番目の事例は、電話で画像要求があったという事例でございます。

では、通し番号の27に再度お戻りください。

その後、第3回と第4回で悪質な働きかけ等に対する規制、普及啓発、教育等、技術的対応、この3つに分け、各方面の外部有識者に講演をいただくなどして対策を検討いたしました。

なお、第3回と第4回の間、法律専門の3委員により、条例改正関係部分についての法的整理を行いました。

それらの結果が、本日、資料とさせていただいております答申（案）に反映されてございます。

以上でございます。

○部会長 はい、どうもありがとうございました。

それでは、これまでの審議経過のご説明でしたけれども、ご質問がある方がいらっしゃいましたら挙手をお願いできますでしょうか。よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

○部会長 それでは、次に児童健全育成部会において取りまとめました答申（案）の内容について事務局からご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○青少年課長 はい、では、答申（案）を説明いたします。

基本的には、資料1の答申（案）【概要】に基づきまして説明をしたいと思います。必要に応じて答申（案）の本文の該当箇所をお示しする予定でございます。

まず、答申（案）の本文のほうをご覧ください。通し番号4でございます。

ここには、「はじめに」が記載してございます。本答申（案）全体を通した考え方が記載されてございます。いわゆる自画撮り被害について、このような問題がいち早く顕在化している都において、率先して取り組むべき喫緊の課題との認識が示されております。

また、自画撮り被害は、最近社会問題化したものでございまして、それ以前には想像だにできなかったものでございます。判断能力の備わっている大人から見れば、過去の経験からも、現在の経験からも、理解しがたい状況であると感じる方もいらっしゃるかもしれません。し

かし、いつの時代にも、その時代時代で青少年の未成熟な判断能力に付け込む様々な行為が
ございます。

大人はこれらから青少年を守っていかなければなりません。児童健全育成部会におきま
しても、子供の保護は大人の責任ということをきちんと明記すべきとのご意見がありました。

また、このような被害に遭う青少年が一人でも減るよう、一刻も早い環境整備の必要性に
も言及しております。

さて、資料1のほうの【概要】にお戻りください。本答申（案）の中身は、第1章の現状
と課題、第2章の具体的な対応方策に分かれてございます。第1章の現状と課題は、第1の
少年の自画撮り被害を取り巻く現状と第2の青少年の自画撮り被害の防止に向けた課題とに
分かれます。

第1の現状は記載の通りでございますが、特に4つ目の丸の、多くは、コミュニティサイ
トで知り合った面識のない者とその後1対1のやりとりに移行した後、青少年の性に関する
判断能力の未成熟さに付け込まれ被害に遭うという実態がでございます。

また、スマートフォンやネットの特性も大きく影響しているという状況でございます。

第2の課題についても、記載の通りではございます。自画撮り被害については、悪意のある
者との遭遇は、コミュニティサイト上であることが多いのですが、その後1対1のやりと
りに移行し、閉鎖的な環境下の画像要求によってもたらされます。

このような状況になりますと、通信事業者や保護者等による警戒が困難で、青少年の未成
熟な判断能力に頼るところが大きくなってまいります。

また、青少年の判断能力の未成熟に付け込み、刑法上の「脅迫」や「強要」に該当しない
やり方で画像が入手されてしまうことも多く、また、児童ポルノ禁止法では画像が加害者に
提供されるまでは規制できない。したがって、青少年の画像提供を未然に防止すること
が十分にできないという現状がでございます。

さらに、都の取組や国や民間の取組と相互に補完し合うよう連携して行う必要があるとさ
れています。

このようなことが被害防止に向けた課題と位置づけられてございます。

次に、第2章の「具体的な対応方策」についてご説明いたします。

この章は、3つの段階に分けて構成されております。第1が悪意のある者と青少年との遭
遇・やりとり開始段階、第2が青少年への撮影・送信の働きかけ段階、第3が青少年が画像

を送信した後の段階でございます。また、それぞれの段階ごとに普及啓発、教育、相談等対応、技術的対応、規制等対応の3つの串を刺して説明してございます。

まず、第1の悪意のある者と青少年との遭遇・やりとり開始段階でございます。この段階に一番大事なことは、悪意のある者と青少年との遭遇・やりとりの開始の可能性を低減させる取組であると考えてございます。

具体的には、まず普及啓発等対応についてでございます。多くの保護者等の知識・技術が青少年に追いついておらず、フィルタリングの重要性についてうまく話合いができていない現状があるということを踏まえまして、保護者等の知識・技術向上に資する普及啓発の強化が提言されました。

また、思春期の青少年は目上の者からの押しつけを嫌う半面、友人への同調圧力は強く感じているということを踏まえまして、青少年に対してネット利用のルールづくり等の自発的な取組を促す普及啓発を促進させ、青少年層にこのような自発的な取組を広げていくことも提言されました。比較的年齢に近い大学生等とのグループワークを開催するなどの普及啓発の工夫も記載されてございます。

さらに、青少年の被害に遭うリスクを高めるネット上の行動パターン等を踏まえ、効果的な普及啓発を行うべきとの提言もございます。

次の技術的対応の項目とも重なりますが、本年度国において青少年の自画撮り被害について全国調査を行うこととされております。その調査結果や分析結果を都にいただくことを国に要望することなどを記載してございます。

この段階の最後の規制等対応につきましては、ご覧のとおりでございます。フィルタリング設定の徹底に関する法律改正が行われた場合の健全育成条例の改正の検討であったり、コミュニティサイトに起因する児童の犯罪被害に関する国の検討の状況の注視ということが記載されてございます。

第2の青少年への撮影・送信の働きかけ段階のご説明をいたします。

この段階におきましては、青少年の未成熟な判断能力に頼るところが大きくならざるを得ないため、様々な取組によるその補完が必要であるという考えに基づいてございます。

普及啓発、教育、相談等対応につきましては、まず、青少年の性に関する都の責務の追加が提言されております。現行の健全育成条例では、青少年の性に関する、あるいはインターネット利用に関する健全な判断能力の育成等について、都、事業者、保護者等の責務がそれ

ぞれ既に規定されております。

しかしながら、現行の都の責務規定には、青少年の自画撮り被害のように、青少年の性に関する健全な判断能力が形成途上であることに起因して、その福祉が阻害されるというケースへの対応がカバーされておられません。

そこで、このようなケースをカバーするため、都の責務として同条例を規定し、青少年、保護者等への普及啓発等を充実していくべきという趣旨でございます。

また、追加された責務に基づく普及啓発等の強化も必要とされております。

青少年は性に関する健全な判断能力が形成途上でございまして、将来のダメージについてよく考慮しなかったり、それを過小評価してしまうなどのため、リスク志向行動が顕著になりやすいという発達的な特性がございます。そのような特性を踏まえた普及啓発や判断に迷った場合に気軽に相談できる窓口の周知徹底、それから整備が提言されてございます。

次の技術的対応につきましては、青少年健全育成条例の改正におきまして、ネット上の有害な働きかけ等対策を目的とするアプリケーションなどについて、推奨対象に追加することや推奨後の積極的な広報が提言されてございます。

最後の規制等対応につきましては、少し詳しくご説明させていただきたいと思っております。本文の通し番号の 16、17 をご覧ください。

16 ページの一番最後に、規制等対応というところがございます。健全育成条例改正による児童ポルノ等の作成・提供を不当に勧誘する行為の禁止というところでございます。

青少年に対し、その青少年の姿態に係る児童ポルノやその電磁的記録を作成したり、人に提供したりするように勧誘する行為で、一定の状況・態様で行われるものにつきましては、性に関する健全な判断能力が形成途上である青少年にとって、その福祉を阻害するおそれの高い行為となります。

しかし、このような行為の手口は日々、複雑巧妙化しておりまして、上記のような普及啓発、教育等による対応や技術的対応では、被害の防止に限界がございます。また、刑法に抵触しない場合もございます。勧誘行為自体は、児童ポルノ禁止法にも抵触いたしません。

このため、判断能力が形成途上にある青少年の一層の保護を図るために、普及啓発、教育などとともに、健全育成条例において当該勧誘行為を罰則をもって禁止することにより、同行為の抑止や防止を図るとともに、そのような行為が許されないものであることを明確にする必要があるということが書いてございます。

また、この場合に、先ほど「一定の状況・態様で」とご説明したところにつきましては、青少年の性に関する健全な判断能力が形成途上であることに乗じた不当な手段による勧誘を類型化して掲げることが適当だろうということでございます。

具体的には、①青少年が拒絶しているにもかかわらず勧誘する方法。それから②欺き、又は誤解させる方法。③威迫する方法。④対償を供与し、又はその供与の約束をする方法。⑤その他困惑させる方法でございます。これらを掲げることが望ましいということでございます。

また、青少年健全育成条例は、青少年の行為に対して直接制限の形式はとってございません。ですので、青少年が勧誘する側の場合につきましては、条例違反にはなるものの罰則の適用はないこととするのが適当であるという提言をいただいております。

また、都外所在の者から都内所在の青少年にメール等で当該勧誘が行われる場合につきましては、都内所在の青少年を守るために必要な限度において、都外所在の者に対しても適用されることとすべきだということでございます。

このスキームに対しまして、主要な法的論点をイのところで述べてございます。

禁止行為の明確性というところが①番でございます。条例上禁止される行為が明確に規定されなければならないことは、大原則でございます。本禁止規定は、禁止される勧誘の行為を、表現行為として高い価値を有しない「児童ポルノやその電磁的記録」という、既に児童ポルノ禁止法により所持・製造・提供等が禁止されているものに限定すると。

かつ、勧誘の方法を類型化して掲げる不当な手段に限定するというところで、現在社会問題となっている青少年の「自画撮り被害」につながる働きかけ行為を一定の明確性を持って切り取り、必要な処罰範囲の限定もなされるものとされてございます。

また、②で直罰規定とすることの妥当性というところも記載がございます。

まず、今回の行為は、先ほどのように青少年の福祉を阻害するおそれの非常に高い行為でございます。大人に対してこのような勧誘行為に対する責任を問い、大人の姿勢を正すために罰則をもって禁止することが適当とされてございます。

なお、謙抑主義の観点から言えば、行政命令や警告等の行政措置をまず検討すべきでございます。ただ、この自画撮り被害につながる働きかけは、その大半が、コミュニティサイト上で知り合った面識のない相手からのものがございますので、行政手段により相手を特定することは非常に難しいものがございます。行政措置の名宛人が特定できないというところが

ございます。

実効性を担保するためには、強制捜査等の可能な司法的手段によるほか、採り得る手段がないと。また、①のとおり、明確に禁止される行為を規定すれば、違反した者に対して処罰について十分な事前の告知があったとは言え、かつ、処罰権限の濫用のおそれもないということに鑑みれば、直罰規定とすることも妥当だということが記載されてございます。

また、③はインターネットを介した勧誘行為を条例で規制することの妥当性というところでございます。

インターネット上で完結する行為だけでございましたら、地方自治体ごとに定められる条例にはなじまないというご意見もあり得るところ、青少年の自画撮り被害の事例を見ますと、SNSや電子メールだけでなく、電話が使用される事例もございました。何らかのツールの使用によって、地方公共団体の区域において勧誘者から被勧誘者へ働きかけを行う「勧誘行為」として捉えることができるものでございます。インターネット外の禁止行為と同様に、条例で規定することは妥当だということでございます。

最後、④の児童ポルノ禁止法との関係で本条例規制が許容されることについて記載がございます。

児童ポルノ法との関係でも、本条例につきましては、その目的が異なるなどの理由から許容されるものと考えられてございます。このような法的整理が行われました。

最後、ウのところでございます、右上の大きな番号19番のところの真ん中にウがございます。この禁止規定を設けることにより、悪質な勧誘行為の、まず1つは抑止効果、2つ目が勧誘段階での取締りによる青少年の画像提供の未然防止効果が図られます。3つ目といたしまして、青少年に対して、このような勧誘行為自体が「悪いこと」であって、それを断ることは「悪くないこと」とあるとの認識を広げる効果ということが期待されます。この3点が期待される効果でございます。

その次に、(2)と(3)がございます。勧誘段階での取締りということでございますので、勧誘段階で青少年から相談が来ることが大前提でございます。

相談が来た際には、迅速に警察につなげ、勧誘行為時点での取締りに努めるなど、民間相談機関も含めて青少年に対する画像提供の未然防止を図る必要があるということでございます。

そのためには、健全育成条例改正にあわせて、勧誘行為は断ることが正しいんだよと、勧

誘行為を受けた場合には、画像を提供する前に保護者や相談窓口にご相談をすることをしっかり啓発することが大事だということが記載されてございます。

(3) に、他の道府県への条例改正の要請及び国への法整備の要請が挙げられてございます。

都の条例で定めますとどうしても地理的な限界がございます。他の道府県への同様の条例の改正であったり、国への児童ポルノ禁止法などの改正を要望すべきであるということが記載されてございます。

第2 についての説明は以上でございます。

最後に第3 の部分についてご説明いたします。**【概要】**にお戻りください。青少年が画像を送信した後の段階をご説明いたします。

この段階では、画像の拡散を最小限に抑える取組が必要でございます。まず、普及啓発、教育、相談等対応としては、やはり相談しやすい窓口の整備等が重要とされてございます。技術的対応につきましては、ネット上の画像削除に関する民間の技術的な取組が進んでございます。これの注視が必要とされてございます。

規制等対応につきましては、民間相談窓口を含め、相談を受けた機関が迅速に連携をして警察につなげ、被疑者の取締りに努めるなど、画像の拡散を最小限に抑える必要があるという旨が記載されてございます。

最後に、本文の右上の通し番号の21 番をご覧ください。最後でございます。21 ページをご覧ください。「おわりに」というところがございます。

この「おわりに」の部分では、喫緊の課題であることを踏まえ、緊急に検討を重ねたということが書かれてございます。

また、忘れてはならない視点としまして、青少年も多様であり、その性的画像に関する価値観等も様々であること。また、青少年を守るために他の者の正当な活動を不必要に制限するものになってはいけないこと。これに十分配慮し検討を進めたことについて明記されてございます。

対策につきましては、第1 章、第2 章と説明させていただきました。

まずは、青少年自身の性に関する健全な判断能力を育成することが重要でございますが、それに加えて、大人が青少年を守るという視点に立った様々な提言をいただきました。これを記して結びとされてございます。

以上でございます。

○部会長 どうもありがとうございました。

ただいまの答申(案)のご説明についてご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。
お願いいたします。

○曾根委員 曾根はじめです。今日、答申(案)についての意見や質問の機会ということで、次回が場合によっては議会の特別委員会とぶつかってしまう可能性もありますので、今日、私の感じた点などについては、お話をさせていただきたいと思います。

答申(案)全体として第一印象は大変わかりやすい、非常にきっぱりとした規定になっているなというふうに思います。それは、幾つか、やはり今多くなっている児童ポルノの自画撮り被害ということに焦点を絞って、これは基本的に大人が悪質な行為として青少年の自画撮りをさせるために様々な行為をするということが、モデルケースだろうと思います。

それについての対応としては、技術的な面やそれから周りの保護者、そのほか関係機関の役割などについても、答申(案)で出されていることは的確だというふうに思っております。

ただ、この被害の周辺問題も含めて考えると、こういった被害は、必ずしも大人対子供で起きるだけではなく、恐らくは青少年同士の様々な関係でも起きてきているだろうし、起き得ると。それからいじめが絡んでいるケースもあるだろうと。悪ふざけでそれが拡大してしまう場合もあるだろうと。

様々なケースが考えられるんですけども、その背景のところに、答申(案)の「おわりに」の文章にちょっと出てくるんですが、「青少年自身の性に関する健全な判断能力を育成することが重要であることは論を持たない」というふうにここに書いてあります。同時に、それにしても未成熟な段階にある判断能力に付け込んだの犯罪は許されないということだと思っております。このやはり大きな土台として、私はやはり子供たちの性に関する健全な判断能力、つまり性に対する捉え方やこれが人間社会にとって非常に重要な部分でありながら、なかなか一般的には情報としては普及されないといえますか、そういう特別な分野なんだと、しかし重要な分野であると。

この特別な意味合いを子供たちに伝えていく教育がどうなっているのか。このところが非常に大事な問題なんですけど、直接この中では余り触れられていないなというふうに思いました。

で、なぜ、私がそう思ったかといいますと、10数年前に、東京都の性教育について、これをもものすごく萎縮させる事件があったんですね。

それは、当時七生養護学校という知的障害児の学校に、一部の都議会議員とマスコミが立入調査に入りまして、性教育に使っていた人形などの道具を没収して、これはもう不適切ないやらしい性教育だということを都議会で質問したわけです。これに即、当時の教育庁が対応して、例えば性器の名前を言うような、それを歌にしたような、これは知的障害児を対象にしているために、ある意味非常に特殊な教育のやり方なんですけれども、そのことを不適切と決めつけて、いわゆる障害児の学校での性教育のあり方を全面的に書き換えさせるというようなことがありました。

この問題については、一部、その後裁判で違法性は確認されましたけれども、しかし、一般の小中学校も含めて性教育がほとんどできなくなる事態というのが何年も続いたと思います。

私、当時、都議会の文教委員会におりましたので、この被害は大変だなと思ったんですが、その後最近聞いてみましたら、やっぱり学校での性教育というのは、非常に難しくなっているということを現場の先生方からお聞きしています。

そういう意味では、非常にデリケートだし、一般的にはわかりにくい面もあるし、性器の名称を使うこともあり得るんですけれども、それがいやらしいことだとか隠さなきゃならないというようになりますと、性教育そのものがいやらしい教育になってしまうという、非常に誤解を招きやすい分野だけに、子供たちに本当に正確にかつ人間として大事な部分として、性の知識やそれに対する対処の仕方を教えていくというところのベースが、東京の教育の現場で、もしまだ萎縮状態が残っているとすれば、このことをやはりきちんと踏まえなければならぬだろうなと思いますので、これは答申の文章に書くかどうかはともかくとして、青少年・治安対策本部が中心になりますので、教育庁の方とも協力をして、現場での性教育、これは一般の小中学校も全部含めた性教育のあり方について、改めてきちんと踏まえた上での対策を考えていただきたいというのが一つです。

それから、やっぱりこういう対策を行っていく上で、例えばこたエールという窓口を作ったりしておられる努力を高く評価するんですけれども、やはり身近なところで相談できる、その相手になっている人たちの専門性やそれから子供たちに寄り添って、性の健全な判断能力を高めていく、自立や成長を促進していくという立場での接し方については、高い専門性が必要だと思いますし、それがどの程度なのかということについての第三者機関の、やはりある程度客観的な評価の場も必要だというふうに思いますので、これは関係各機関、それか

ら都と区市町村が協力をしてこの体制をバックアップしていくような取組をぜひお願いしたいと思います。これは要望として申し上げておきたいと思います。

以上、ちょっと長くなりましたが、よろしく申し上げます。

○部会長 はい、どうもありがとうございます。非常に具体的で貴重なご意見かと存じます。

1点目の教育がいかに大事かということですが、今回の場合には、比較的テーマを絞っておりますので、広く性教育という形では、余り強調しては書かれていないかもしれませんが、教育啓発が非常に重要だということは触れられていますので、具体的な実施とか運用の段階で、今のご指摘も踏まえて今後実施していくということが非常に重要かと思えます。

もう一つの相談の専門性の点ですけれども、これも非常に重要なご指摘で、部会でもその点も随分議論になったところでございます。

今の2点について、他の委員の先生方から、何かご意見等があればお願いできますでしょうか。申し上げます。

○渡辺委員 はい。ただいまの曾根さんからのご発言にございました、青少年間での性的な画像のやりとりも問題であるということは、私も以前から認識をしておりまして、この委員会の前半でもデートDVの問題なんかも少し発言をさせていただいたところでございますけれども、おっしゃるように、やはり性教育というのが、この性的な画像に関しては非常に重要な意味を持つてくると思うんですね。

性教育の中でも、特に子供たちに伝えるべきであるのは、自尊心、自分の体を大切にしようというメッセージだと思うんです。そして、相手から性的な画像を要求されるということは、これは失礼なことなんだと、そういう認識を子供たちに持ってもらいたいと思うんですね。

ただ、今回の審議に当たっては、自画撮り被害の主な事例、たたき台となるこの事例に関して、恋愛に関する被害事例というものが含まれていなかったということもありまして、余り議論の中心にはなっていかなかったのかと考えていますが、ただやはり、今後実際に普及啓発、教育を行っていく中では、性教育における、今申し上げたようなデートDVや自尊心に関する問題を取り上げていくということも非常に重要であると考えています。

○部会長 どうもありがとうございます。

今の点について、他の先生方から何かあればお願いできますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○部会長 それでは、特に2点大きくご指摘いただきましたけれども、いずれもこの答申に基づいて実際に運用していく段階では、非常に重要な点かと思っておりますので、都にはぜひその点も含めてさらに検討していただきたいというふうに存じます。

ありがとうございます。他の点について何かあればお願いいたします。

お願いいたします。

○伊藤委員 伊藤こういちでございます。

まず、先生方、短期間の間にこの答申（案）を本当に細かく、また内容の濃いものに案としてまとめていただいたことに感謝を申し上げたいと思います。本当にありがとうございます。

いずれにしても、今東京都も推進をしておりますけれども、多くの外国人の方がこの東京にお見えになるということで、Wi-Fiスポットが非常に多くなってきているということで、非常に便利なわけでありましてけれども、子供たちにとってもこうしたもの、SNS等がこれまで以上に身近になってきている。

一方で、今回のテーマでもございますけれども、自撮り、これを悪用したこうした犯罪、そして被害が増加をしているということで、子供たちの近くに本当に環境も整うと同時に、そういった危険も近寄ってきているということを改めてデータ等を見て知らされたところがあります。

先生方の作っていただいたこの答申（案）ですけれども、私は特にこの第2章の具体的な対応策、これは、本当にこれからこれを具体的にどうしていくのか、実施をしていくのか、運用していくのか、このことが非常に重要だというふうに思います。

まず、子供たちが被害に遭わないように、未然に防いでいく、この教育、これを徹底することだというふうに思います。

これまでも青少年・治安対策本部のほうで、ファミリールール等を使って、子供たち自身が学ぶ、ルールを決める、あるいは家庭の中でルールを作っていく、こうした取組もやってきたわけでありましてけれども、とりわけ今回のこのテーマについては、中高生が恐らく多いんだろうというふうに思いますので、なかなか家庭の中でルールを作るといっても、難しいのかなという気がします。

もちろん家庭教育も重要ですがけれども、もう1つは、やっぱり学校教育が重要だというふうに思います。この答申（案）の中にも、判断能力の未熟さに付け込まれて被害に遭ってし

まうというふうに記載をされておりますけど、この判断能力を高める教育をやっぱりやっ
いくべきだというふうに私は思うわけであります。

これまで、私自身も学校教育の中における特別活動の中で、出前講座をやっているところ
を視察に行ってまいりました。一つは、通信事業者の方が直接「こういう事例があって、こ
ういうふうに被害に遭って、こんな困ったことになったよ」ということをやっている事例も
視察させていただいた。

それから、もう一つは、警視庁のほうの女性警察官が、「こういう被害に遭って、こんなこ
とになってしまった」ということを非常に具体的な事例を挙げて、この出前講座をやってい
ただいているところでありましたけれども、見ていた、あるいは聞いていた子供たち、本当
に真剣に自分のこととしてそれを捉えることができたという感想も聞いてまいりました。

学校教育におけるこの判断能力を高める教育、これもしっかりと力を入れていただきたい
なというふうに思います。

そして、そうした中で、相手が犯罪を行おうとしているということ。これは条例改正にな
ってからでありますけれども、そういうことを求められたこと自体が犯罪だということの子供
たち自身が早くやっぱり気がつくということ。そして、答申（案）の中に書かれておりまし
たけど、断ることは決して悪くないことであって、勇気を出す、こうしたことを教育の中で
教えていくということは、非常に重要だというふうに思います。

次に、こうした魔の手が忍び寄ってきたら、あるいはまた被害に遭ってしまったらどうす
るんだということでもありますけれども、2月のときにも総会の中で私申し上げましたけれど
も、こうした中高生の年代、また性的な画像等に関することであると、余計にだと思いま
すが、親には相談しづらいというか、多分恐らく100%しないだろうなというふうに私は思いま
す。

いずれにしても、1人で抱えない、相談しても恥ずかしくないんだよということも、やっ
ぱり教育の中で教えていくことが重要かというふうに思います。

また、こちら側としては、相談しやすい環境、答申（案）の中にも書かれておりますけど
も、子供の目線に立って、相談しやすい環境をしっかりとこれは整えていっていただきたい。
このように思います。

そして、この被害に遭ってしまった子供の心のケアということについては、特に触れては
おられませんけれども、関係機関にということだろうと思いますけど、被害に遭ってしまっ

たこと、子供が事の重大さに気がついたとき、それを一生引きずっていくようなことはあってはならないというふうに思います。この心のケアについても、しっかりと目を向けて、また具体策を考えていただきたい。このように思います。

そして、もう1つは、条例改正による罰則の強化でありますけれども、一番大事なことは、画像の提供前に加害者を検挙して、被害にならないということが一番大事でありますので、ここのところはしっかりと改正をしていただきたいと。また、同時に早期に条例の改正をしていただきたいというふうに思います。

それから、もう1つは、SNS等には都県境はないわけでありまして。都だけで条例をつくっても、相手方が他県であったりとか遠方であっても、これは行われてしまうわけでありまして、しっかりこの件については、東京がリードして他県にもあるいはまた国として法制化が一刻も早く進むように働きかけをしていただきたい。このように思います。

いずれにしても、本答申（案）、私は大変に高く評価させていただきたい。このように思うのと同時に、最初冒頭申し上げたとおり、この答申を知事に答申された後、一刻も早く一つひとつを具体的に実施を行っていただきたい。このことを要望して意見とさせていただきます。ありがとうございました。

○部会長 どうもありがとうございました。

具体的な事例を挙げて、重要なご指摘をいただいたかと存じます。今の伊藤委員のご意見について、何か他の委員の方からあればお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

○部会長 どうもありがとうございました。

では、ほかの点について、お願いいたします。

○栗山委員 栗山欽行でございます。まずもって、児童健全育成部会の委員の皆様には、短期間でこのような内容の濃い答申（案）を策定いただきまして、そのご労苦に敬意を申し上げます。次第でございます。

今回諮問されました児童ポルノ等自画撮り被害につきましては、先ほど青少年の自画撮り被害を取り巻くデータ、こうしたものに示されましたとおり、なお深刻な状況にございまして、都には早急な対応が求められているものというふうに思っております。

そのような中で、今回の答申（案）を拝見させていただきますと、やはり注目すべきは、健全育成条例の改正、これが提案されていることにあるんだろうというふうに思っています。

子供の裸の画像の作成、提供を勧誘する行為を罰則をもって禁止すべきと提言をしている点につきましては、本来子供を守る立場のはずである大人が、このようなことをやってはいけない。こういうことに対する国民的なコンセンサスは、もう既に得られているんだらうというふうに思っております。このコンセンサスを土台にしまして、禁止行為として明文化して、罰せられることによりまして、みんなですっかり認識をして、このような行為の抑止、防止を図っていくことが肝要であり、その実現はできるんだらうというふうに思っています。

また、このような画像は、先ほど来ありますとおり、インターネット上に流出をいたしますとほぼ回収は不可能となりまして、情報はある意味世界を駆けめぐるといっても過言ではないわけでございます。他人に渡る前に防止をする、防ぎ止めるためには、このような条例規定改正というのは必要でございます、警察や関係機関には、この運用に際しては厳しく対応していただきたいと思っております。

他方、このような条例規定ができません、勧誘段階で画像が他人に渡る前に周囲が把握するという事は、極めて困難な状況でございます、これが把握ができないとすると、被害の防止には繋がらないのではないかと懸念もあるわけでございます。

そこで、今画面にありますけど、こたエール等も含めてでありましょうけども、相談しやすい窓口の整備やこのような勧誘を受けたらすぐに周囲に相談することを教育庁も含めてでありましょうけれども、青少年に徹底する、啓発も含めて合わせて行っていく必要があると思っております。

P T A 連合会の小学校の会長を務めさせていただいたとき、メディアリテラシーという言葉、10年ぐらい前にもうこの議論をした記憶がございます。また、多分問題にもなっていたんだらうと思っております。しかしながら、今日に至ってもその問題が根絶することはできなくて、なお、さらにその被害が深刻化しているということなんではないかなというふうに思っています。

このようなことも含めて、普及啓発等の強化に対して、条例上の都の責務の改正が盛り込まれているものと、こういうふうに拝察をする次第でございます。

これに対しましては、しっかり対応していただきたいと思っております。

また伊藤委員からご指摘がありましたとおり、これは単に東京都が、都だけが対応すればよいということではなくて、道府県も含めて、各県連携をして、まさに国家的な取組として議論していく必要があると思っておりますし、国においては、法整備をさらに強化をしていく、

こうした要望も東京都としてしっかり対応していくことが肝要だろうというふうに思っております。

また、このような規制だけではなくて、先ほど申し上げましたとおり、教育現場での果たす役割、極めて大きいものというふうに思っております。公立学校では子供のネット上のトラブルについて考えることをコンセプトにしたSNS東京ルール等の取組が行われているということでありまして、子供が自分で自分を守るといふ、この力を伸ばしていってほしいと、こういう強い期待を思っております。

我が党は、「東京を世界で一番の都市に」の実現を目指して今日まで様々な政策を立案、提案をしてまいりました。日本の将来を担う子供たちの育成を支援することや、日常のあらゆる危険、ネット上の犯罪を含めた身近で、犯罪被害から都民を守るための各種対応を提言をさせていただいているところでございます。

この種の被害は次代を担う子供たちを傷つけ、その将来に禍根を残すものであります。一度出た情報をなかなか消し得ることができないという深刻な状況もありますので、被害に遭う子供たちを一人でも減らすべく、都や関係部局が緊密に連携して、本当に局横断で全庁的に取組める部分を取組んでいただきたい。こうした連携を通して迅速に対応していただきたいと考えております。

我が党といたしましても、今日までの取組を含めて、しっかりこの体制を支援していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○部会長 どうもありがとうございます。条例改正も含めて貴重なご指摘を頂戴したと存じます。今の栗山委員のご意見について、何か他の先生方からあればお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○部会長 では他の点でも結構ですので、何か答申(案)全体についてご指摘があればお願いいたします。

○小山委員 委員の小山でございます。

まず、児童健全育成部会の皆様方におかれましては、短期間の中でこのように答申(案)の取りまとめをいただきましたことに、深く感謝を申し上げたいと思います。

今般の、この自画撮り画像の問題に対する速やかな対応対策が都としても求められている

ということは十分承知をいたしておりますし、その対応策として、このように具体的かつ実効性のある対策方針が取りまとめられたことを本当にありがたく思っております。

各段階におけます対応方策が具体的な方針とともに取りまとめられている中で、特に青少年の働きかけ段階における様々な対応策については、特に具体的な事例を挙げて、また例示の部分まで示していただいて、取り上げていただいていることに大変評価をいたしたいと思います。

ただ、先ほど来、各委員の皆様からもございましたように、冒頭の委員会するときにも申し上げましたが、一番重要なのは、青少年の子供たちの自分自身の性に関する健全な判断能力、これをどう育成するかというのが、第一義ではなかったかということは、これまでも申し上げてきたところでありますので、先ほど曾根委員とのやりとりの中でも、今後の運用段階、実施段階において行われるということでもありますので、ぜひそのことはお願いを重ねていたしておきたいと思っております。

そして、これらの答申後に速やかに条例改正がなされて、対策実施をされるということが大変望ましいと思っておりますが、前期の、青少年健全育成条例の改正時に本来の意図や意義とは異なる形で、条例の文言の部分で、大きく誤解や懸念をされたことがございます。これは私ども都議会前任期のことでもありますけれども、それによって本来的な趣旨とは異なるような報道のされ方、あるいは課題提起をしてしまったという過去の経験がございますので、ぜひ今回のこの答申を受けた条例改正においては、今回十分検討されておりますけれども、条例の文言ということについては、十分留意をしていただいて、そして規制のあり方についても具体的、かつ明確に提示をしていただいて、改正に繋げていただきたいと思います。そのことを意見として申し上げさせていただきます。

以上です。

○部会長 どうもありがとうございます。あくまで教育が第一であるという点と、あとは条例改正のあり方についても貴重なご提言をいただいたと存じます。どうもありがとうございます。今の点について他の先生方からもし何かあればお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○部会長 ではよろしければ、答申(案)全体について、どなたからでも自由にご発言いただければと存じます。いかがでしょうか。

○吉田(善)委員 都民公募委員の吉田と申します。

私は専門部会の方で、この答申（案）に携わってきた現役の保護者でございます。特に普及啓発、この点について提言をしてまいりました。専門部会の中で古賀副会長のほうからも再三お話があったんですが、青少年に対するこの危険な部分の、危ないんだよという働きかけ以前に、大人がしっかりと理解をし、青少年を守っていかなければいけないのではないかと。そこがこの答申（案）に十分含まれていると私は理解しております。

特に、都に、行政に対応だけを任せて、何か起こったときに文句を言うということではなく、都民が自らやはり青少年を守っていく、そういった社会になることを期待し、この答申（案）に反映させていただきました。どうもありがとうございました。

○部会長 どうもありがとうございました。今ご指摘の通りで、大人の責任であるという点は答申（案）の中でも特に強調させていただいたというふうに考えております。ありがとうございます。

他の点で何かございませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

○部会長 では、また後で何かあればと思いますけれども。本日ご欠席の坪井委員からコメントを頂戴しているということですので、本日の議論をより深いものとするために、ご披露したいと存じます。事務局からご紹介いただけますでしょうか。

○青少年課長 ご紹介いたします。

自画撮り被害防止に関する諮問に対する意見書案について。青少年問題協議会委員の坪井節子様からございます。

ご多忙の中、被害の実態を確かめ、施策の検討をなされ、意見書の作成に当たられた委員の皆様のご尽力に敬意を表します。本日の拡大部会に出席がかないませんので、事前に私の意見をお伝えしておきたいと思っております。

子供たちが曝されている自画撮り被害の深刻さを受けて、この被害防止のための策を早急に講じるとする意見書の目的には、異論はありません。

自画撮り被害は、子供たちの性を商品化した経済的利益をあげる性的搾取、子供たちの性を自らの欲望の対象として傷つけ、顧みない性的虐待のいずれの被害にも繋がるものであり、加害者のSNS内での個別の働きかけの容易さに比して、その後の被害の甚大さ、拡大の深刻さが子供の予想をはるかに超えるものとなるという点において、画像を送信すること自体を防ぐための措置が必要であることも、理解できます。

第1、教育上の課題。個人間の通信の中で行われる加害行為であって、外部からの介入が著しく困難であるという特質からするならば、一刻も早くその実情を多くの大人たち、子供たちが知り、被害から身を守るすべを身につけることが何よりの防止策だと思います。その意味において、私は何より重要なのは、教育現場における子供たち、そして保護者への性被害の予防方法の周知だと思います。

この点において教育現場の取組について、次の3点について、さらに検討を頂ければと思います。

1) 性教育について。性が人間の尊厳に深く関わる事柄であり、その内実の豊かさと大切さを理解すると共に、性の搾取、虐待がどれほどに深刻な被害を子供に与えるかを踏まえて、性を考える教育に真剣に取り組むことをございます。

学校教育における性教育の取組は、残念ながらネット上に氾濫する子どもに誤った知識、偏った情報を与える性情報に太刀打ちできるレベルにはありません。人権としての性教育が行われないうまま、性侵害が深刻な被害をもたらすという恐怖だけを植え付ければ、子どもたちが性を嫌悪、忌避し、将来的に豊かな人間関係の形成、また出産、子育ての喜びを実感できなくなっていく危険もございます。

子供たちの性を本当に守りたいのと思うのであれば、教育庁や区市町村教育委員会の協力を得て、学校現場で躊躇することなく、正面から子どもの性に向き合い、性を大切にすること、そして加害者、被害者にもならない方法を共に考えていく姿勢を持たなければならないと思います。

2) SNS東京ルールについて。SNS東京ルール、SNS東京ノートが学校現場に導入されることによりネット上のいじめ、犯罪被害防止に着実に成果をあげていることが報告されています。自画撮り被害についても、教育庁の協力を得て、このルールに明記するなど改訂版を作成し、子どもたち、保護者への周知を行うことが必須だと思います。

3) 保護者への周知啓発活動について。子どもたちのネット被害、自画撮り被害について、保護者に実情と防止策を周知するため、PTAの主催による家庭教育学級等のテーマとしてとり上げてもらい、講師派遣もできることについて広く情報提供してください。

区の教育委員として、PTA会長の方たちと懇談会などでお会いしますと、ネット被害の実情などについて、どこからどのように情報を得ればいいのかわからないという戸惑いがあることがわかります。対策本部から市区町村の教育委員会等を通じ、小学校、中学校のPT

A連合会に情報提供があれば、かなりの関心を集めることと思います。

第2、技術上の課題。子どもたちが自撮り被害の勧誘に対し、子ども自身が困惑しながらも、その場で、自ら「NO」を表明することができなければ、被害の未然防止には至らないだろうと思います。ネットに関する技術的な知識はないのですが、子どもたちにとってスタンプの送信により気持ちを表すということは、言葉で断るよりもハードルが低いのではないかと思います。LINEのスタンプアプリで、勧誘者に対し、「お断りします」、「少し待ってください」、「ちょっと東京都に相談してみます」、「これって自撮り被害じゃないですか」、「自撮り被害というのがあると学校で聞きました」などを表現するユーモアのあるスタンプを開発し、子どもたちに配布する工夫はできないでしょうか。

第3、規制上の課題。自撮りを勧誘すること自体を犯罪と適示し、被害防止に繋げたいという狙いは理解できないわけではありません。しかし子供の権利擁護のためではあっても、罰則規定を伴う通信の秘密という重要な人権にかかわる法的規制には、慎重であるべきだと思います。今回の条例における罰則規定の追加については、送信前の行為の摘発は事実上非常に困難であり、効果が期待できないこと、構成要件が曖昧で現実の適用において、プライバシー侵害にかかわる微妙な問題発生が予想されること、捜査段階での通信の秘密の侵害などの捜査権乱用につながる危険があることなどの懸念があります。

また児童ポルノ規制法においては、画像の提供、作成等に加え、単純所持の処罰規定も盛り込まれました。勧誘者が自撮り画像を取得した時点で単純所持罪は成立するわけですが、その規制、摘発すら実効性を発揮していない現状で、勧誘段階での、このような罰則をさらに設けることには疑問があります。これらの点について十分ご審議くださいますよう、お願いいたします。という内容でございます。

○部会長 どうもありがとうございました。

ただいま読み上げていただいた、坪井委員のコメントですけれども、大きく3点、「教育上の問題」、「技術上の問題」、「法規制の問題」ということですが、いずれも非常に重要な論点かと存じます。

答申（案）でも先ほど示させていただいたように、これまで児童健全育成部会におきましても、普及啓発、教育相談等の対応の問題、技術的な対応の問題、規制等の対応の問題のそれぞれについて、各委員からご発言いただき、議論してきたいという経緯がございます。

まず、3つのうちの、コメントでご指摘のあった「教育上の課題」と「技術上の課題」の

部分は、例えばスタンプアプリの話なども出てきましたけれども、やや具体的な施策のご提言も含まれているようですので、これは答申（案）の中に書き込むというのはちょっと難しいかなという点もあろうかと思っておりますので、ご意見として承ったということで、都においても、ぜひ今後の施策検討に生かしていただければというふうに思います。

まず今の「教育上の課題」と「技術上の課題」について、委員の方、あるいは、先ほどSNS東京ノートということもありましたけれども、教育庁の方でも、オブザーバーの方でも結構ですので、何かコメントがいただければ幸いです。

○建部教育庁指導部指導企画課長 教育庁の指導企画課長の建部と申します。

SNS東京ルールと性教育につきまして、現状についてお話をさせていただければと思います。まずSNS東京ルールにつきましては、先ほどからご指摘いただいておりますように、ルールを作ることが目的ではなくて、このルールを作っていく過程で子供たち自身がいかに当事者意識を持つかということを中心に現在施策の展開をしているところでございます。

実はこのSNS東京ルールをきっかけといたしまして、東京都教育委員会のほうではアプリを開発いたしました。「こころストーリー」ということで、今、東京都教育委員会のホームページからもダウンロードできるようになっておりますが、その中のアニメーション動画の1つとして、この自撮り被害についての事例を入れさせていただいて、子供たちが自分の問題について捉えられるようにということで、今後学校関係者のほうにもこの件についてはさらに周知に努めていきたいというふうに考えております。

もう1点、性教育についての進め方でございますけれども、この自撮り被害を含めて新しい社会問題として、こういったことも我々は視野に入れながら、今後これから成長していく子供たちにとって、こういった性教育がより有効で適切なのかということも、現在検討を始めたところでありますし、また今後こういったことも学校のほうに伝えていきたいというふうに思っております。

私からは以上でございます。

○部会長 どうもありがとうございます。先ほどの曾根委員などからのご指摘についても、ある程度お答えいただけたのかなと思っておりますけれども、具体的な情報をご提供いただいております。今の点について何か、さらにご質問とかあればお願いいたします。

○副会長 質問ではないんですけど、今のお話を伺っていて、ずっといろんなことを実践的に試みられている、今までの経緯もよく部会の中でもお聞きしましたので、大変いいことでは

ないかと思えますし、また先ほどから各委員から出前講座の例とかもご指摘がありました。

ちょっと気になるのは、先生方が全て丸抱えするというのを誰も求めていないということです。つまり学校という場を使って、性教育や情報モラル教育や家庭支援教育という非常に幾つものベクトルの重なり合った活動をしていくという論理になっているかと思うんですね。ですから、学校は1つの入り口や出口になっていないと。

学校にいろいろな、先ほどもご指摘がありました警察の方に来ていただいておりますとか、またプロバイダーの業者の方にお話しいただくとか、様々な人的資源を投入していただいた上で、今のような活動に動いていただくということが必要かなと思います。

昨今は先生方の多忙化問題もマスコミをにぎわしております。そういったことも含めて、少し角度を、いろんな角度をつけて検討いただいた上で、プラットフォームとして学校を使うという方向の教育へ向かっていただけることをお願いしたいなというふうにお聞きして思います。よろしく願いいたします。

○部会長 どうもありがとうございます。今の点いかがでしょうか。「教育上の課題」、「技術上の課題」について何か加えてご提案などおありの方はお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○部会長 それでは3つ目の点ですけれども、「規制上の課題」、法規制の問題について、坪井委員からご指摘いただいているかと思えますけれども、これについて、事務局からご説明いただく点はありますか。

○青少年課長 それではご説明をさせていただこうかと思えます。

坪井委員のご意見にあります論点につきましては、児童健全育成部会におきまして、非常に重要な論点として議論をいただいております。その整理をご紹介したいと思います。

では坪井委員のご意見のところは繰り返しになりますが、「規制上の課題」とされている部分をご説明いたします。

「自撮りを勧誘すること自体を犯罪と適示し、被害防止に繋げたいという狙いは理解できないわけではありません。しかし子供の権利擁護のためではあっても、罰則規定を伴う通信の秘密という重要な人権にかかわる法的規制には、慎重であるべきだと思います。」

この部分につきまして、御説明いたします。

「通信の秘密」等、正当な活動を不必要に制限するものになってはいけないことにつつま

しては、第1回専門部会におきまして部会の委員からも言及がございまして、これまで十分に配慮し検討を進めていただいたところでございます。

本文の通しページ番号21の「おわりに」の部分もご覧ください。改めて、そのような配慮をしながら検討をしてきたということを明記してございます。

慎重な議論をいただいた結果、規制は謙抑的であるべきことについては前提であるものの、通しページの番号17をご覧ください。自画撮り被害に繋がる働きかけ行為の手口は日々、複雑巧妙化しておりまして、普及啓発、教育等による対応や技術的対応では、被害の防止に限界があるということでございます。

そこで、「青少年に対して」と、「不当な手段で（類型を列挙する）」「児童ポルノを」作成・提供するように求める行為を規制することは妥当と整理されたものであります。

このような行為であれば、他の正当な活動から切り離して、違法なものとして規定できると整理されました。

坪井委員の2点目でございます。「今回の条例における罰則規定の追加については、送信前の行為の摘発は事実上非常に困難であり、効果が期待できないこと」ということが指摘されておりました。

この点も重要な課題であるとして、部会において議論をされました。まず、これまでの相談事例を見ますと、子供が画像送信前に相談に来ているケースもございます。一概に「効果が期待できない」ということではないものと考えられます。今後は、画像送信前に相談が来るように、普及啓発等を工夫し、一層強化すべきことも、通しページ番号の15、16のあたりに記載されてございます。

また、通しページ番号15の下のエというところでございますが、このような禁止規定を設けることによって、青少年に対して、このような勧誘行為自体が「悪いこと」であって、それを断ることは「悪くないこと」であるとの認識を広げる効果が期待されます。青少年が勧誘行為を受けた場合に、「相談に行く」ということを意識するような普及啓発を行うべきことも記載されてございます。

坪井委員の「構成要件が曖昧で現実の適用において、プライバシー侵害にかかわる微妙な問題発生が予想されること」、この点について御説明いたします。

この禁止行為の構成要件の明確性という点につきましても、非常に重要な論点であるとの認識のもと、議論が進められました。本文の通しページ番号17、18をご覧ください。「禁止

行為の明確性」という法的論点の整理が記載されてございます。

読み上げます。条例上禁止される行為は明確に規定されなければならないことは、大原則である。本禁止規定は、禁止される行為の内容を、表現行為として高い価値を有しない「児童ポルノやその電磁的記録」という、既に児童ポルノ禁止法により所持・製造・提供等が禁止されているものに限定し、かつ勧誘の方法を、「青少年の性に関する健全な判断能力が形成途上であることに乗じた不当な手段（類型化して掲げる）による勧誘」に限定することで、現在社会問題となっている青少年の「自画撮り被害」に繋がる働きかけ行為を一定の明確性を持って切り取り、必要な処罰範囲の限定もなされる、という整理がなされてございます。

もう1点、坪井委員から、「捜査段階での通信の秘密の侵害などの捜査権乱用につながる危険があることなどの懸念」が挙げられてございます。これについて御説明いたします。

条例上禁止される勧誘を受けた旨の相談に来た青少年が提出する証拠に基づき捜査が行われることとなります。一般的に、捜査機関は、法と証拠に基づき捜査を行うものでございます。もちろん「捜査権乱用」はあってはならないことではございますが、本条例改正特有の論点ではないものかと思われまます。

坪井委員の最後の御指摘でございます「児童ポルノ規制法においては、画像の提供、作成等に加え、単純所持の処罰規定も盛り込まれました。勧誘者が自撮り画像を取得した時点で、単純所持罪は成立するわけですが、その規制、摘発すら実効性を発揮していない現状で、勧誘段階での、このような罰則をさらに設けることには疑問があります。」という部分について御説明いたします。

ご指摘の規制の実効性ということについても、重要な論点だと認識して議論が進みました。通しページ番号18をご覧ください。②として「直罰規定とすることの妥当性」という論点整理がございます。

健全育成条例上禁止する行為は、性に関する健全な判断能力が形成途上である青少年に対するその福祉を阻害するおそれの高い行為でございます。青少年が健全に成長する環境づくりのため、大人に対して、このような勧誘行為に対する責任を問い、大人の姿勢を正すために罰則をもって禁止することが適当なものとされてございます。

なお、謙抑主義の見地から言えば、行政命令や警告等の行政措置をまず検討すべきではございますが、青少年の自画撮り被害につながる働きかけは、その大半が、コミュニティサイト上で知り合った面識のない相手からのものであるため、行政手段により相手を特定するこ

とは難しく、行政措置の名宛人を特定できません。従いまして、実効性を担保するためには、強制捜査等が可能な司法的手段によるほか採り得る手段がなく、また、①のとおり、健全育成条例で明確に禁止される行為を規定すれば、違反した者に対しては処罰について十分な事前の告知があったといえ、かつ、処罰権限の濫用のおそれもないことに鑑みれば、直罰規定とすることは妥当である、という検討がなされております。

なお、児童ポルノ禁止法に基づいて単純所持罪や製造罪が適用される場合につきましては、画像が相手に渡っている場合がございます。画像が相手に渡る前に条例に基づき、勧誘者を特定し、被害を防止できることなどに意義があると整理されました。

以上でございます。

○部会長 どうもありがとうございました。ただいまご紹介いただきました法的論点整理については、先ほどちょっと審議経過のところでご紹介がありましたけれども、法律を専門とする委員間で、ご相談する機会がございまして、そのときにもかなり詳しく検討したというふうに私は認識しているんですけども、法律専門の先生方はもちろん、他の委員の先生方も今の坪井委員のご指摘、あるいはご意見について、何かご指摘があれば、ご意見があればお願いいたします。

○浅田委員 委員の浅田でございます。

坪井委員のご指摘については、確かにそれは重要なご指摘だと思っております。

法律家としては、新たな規制であるとか、罰則を設けるということについては、やはり人権への制約に繋がるという観点からは、躊躇を覚えるというところは我々も認識しているところではございます。

その一方で、そして特に今回の事例については、通信の秘密を、という重要な憲法上の権利が制約される可能性があるというところがございまして、一層制定については慎重とならざるを得ないだろうということは、我々も肝に銘じて議論してきたつもりでございます。

その一方で、やはり今回問題となっている自画撮り被害の重大性であるとか、インターネットを通じて将来にわたってその被害が続いてくという問題点は、どうしても現代社会の問題として、看過できないというところもあると認識しておりますので、これについて、全く放置というのも難しい状況であるというふうに認識しておりました。

今回いろいろ、両者をどのようにバランスをとって整合性をつけて考えていくのかというところが問題であるかと思っておりますけれども、いろいろとこれまでに問題となっていた、

具体的な事例をある程度類型化して、それを抽出した中で、一定の要件を満たしたものについてのみ、規制していくということに限定し、また青少年の未成熟さに乗じて、児童ポルノを作成、提供するように求める行為の中で、一定の①から⑤というふうに答申（案）ではなっておりますけれども、そういう不当な働きかけについてのみ規制し、罰則を制定するという事で、一定の処罰範囲の限定化というのはできるのではないかというふうに考えて検討してきたということになりますので、過度のプライバシーの侵害にならないであるとか、あとは捜査権が乱用にならないような慎重な対応が求められるというところは、非常にそれほどの権利でも同じですけれども、特に今回のように未然防止という、今まで以上に踏み込んだところがございますので、その点には慎重であるべきというふうに考えておりますけれども、その中でも被害の重大性というところからすれば、一定の規制をかけるということは、やむを得ないことではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○部会長 どうもありがとうございます。

他の先生方、何かもしあればお願いいたします。

○宍戸委員 東京大学の宍戸でございます。

私も法律、とりわけ憲法の研究者といたしまして、今回の自画撮り規制、とりわけ自画撮りの画像を送るように働きかける行為を処罰するという点については、非常に大きな憲法上の論点が含まれているものということで、多分恐らくそういうことで委員に加えていただいたのだと思いますが、議論に参加させていただいてまいりました。

そして、今回坪井委員からご指摘を受けました点は、いずれも重要な点にかかわるものでありますし、また専門部会でこれまで議論されてきた点に触れるものがございますので、いわばそれを敷衍する機会を与えていただいたものと、非常に重要なご指摘というふうに受けとめております。

ただ、それに対してどういうふうにご説明するかという点につきましては、既に事務局、それから浅田委員の方から基本的な骨子についてはご説明がございましたので、やや各論にわたりますが、私の方から幾つかの点について補足をさせていただきたいというふうに思います。

第1にご指摘のあった通信の秘密の問題でございますけれども、これは憲法21条2項において、公権力が通信の内容及び、通信の存在それ自体にかかわる事実を取得するということ

が憲法 21 条 2 項によってひとまず禁止され、そしてそれについて公共の福祉との関係で、必要最小限度の範囲において、法律あるいは条例によってそれを制限することが許されるというのが一般的な理解であるというふうに私は承知しております。

その上で今回の規律において申し上げたいのは、例えば通信の内容を当事者のどちらも知らないところで、あらかじめ、それを知って公権力がそれについて、例えば通信それ自体を遮断するという、いわゆるブロッキングといわれるような行為を行うというようなものではなく、一般に通信を経由して行われるような行為それ自体を犯罪としてこの条例の改正案は定義して、そしてそれに対して必要な規律がそれに、当然処罰の対象とするという点で、伴ってくるということでございますので、今回の条例の規律それ自体が特殊な通信の秘密の侵害を構成するものではないということでございます。

むしろ、今回の規律が通信の秘密の侵害たり得るとすれば、それは、ここでは、自画撮りを事前に働きかける勧誘行為を犯罪とすることそれ自体が問題である。何かしら別の人権侵害であるといったような場合に、それが通信の秘密の侵害となるということございまして、要するに問題の核心は繰り返しになりますが、自画撮りを事前に勧誘するという行為を処罰すること自体が許されるかどうか、それ自体であるということでございます。

そして根底については既に答申（案）において詳しく述べられておりますとおり、ただ単に勧誘行為というのではなくて、その判断能力がまだ途上であるという、その青少年につけ込むような形での勧誘行為に絞ってそれを処罰するということを、ここでは提言しているのでありまして、やむにやまれぬ政府利益というかどうかは別にして、非常に重要な公益を追求する。それに必要な範囲に絞って、処罰の対象としようとしているものであり、この観点から通信の秘密の憲法上許されない侵害ということにはならないのではないかと、というのが一つのポイントでございます。

それから、ご指摘の中には今回構成要件が曖昧で、現実の適用においてプライバシーの侵害に係る微妙な問題発生が予想されるのではないかとというようなご懸念がございました。この点につきましては、既に答申（案）の 14 ページから禁止行為の明確性ということで、るる書かれておることでございますが、若干の補足を申し上げますと、一般に法令の処罰規定が不明確であるかどうかということについては、通常的判断能力を有する一般人の理解において、具体的場合に当該行為がその適用を受けるものかどうかの判断を可能ならしめるような基準が読み取れるものかどうかということ判断すべきものだとされているのが、判例通説

でございます。

この観点から見た場合に、既にこれも詳しく答申（案）に書かれているように 14 ページの①から⑤までというのは、一般の法令による刑罰の対象となり得るような用語を用いて、そしてこれらの規定が不明確であるとはされていないような、方法上の限定を付した上で、当該青少年の姿態にかかる児童ポルノの作成提供の勧誘を処罰するという事で、その規定の明確性については十分な、場合によっては狭過ぎるというご批判もあり得るかもしれないくらい限定に限定を行ったものであり、このようなものであれば、ここで通信の秘密を超えて改めて問題とすべきプライバシー、例えば青少年間の真摯な交際に基づくようなやりとりとか、例えば仮に観念されるとしてもですが、そのようなものに非常に立ち入るといった、許されないような侵害に当たるということに、やはりならないのではないかとこのように考えております。

それから捜査権の乱用に当たるおそれがあるのではないかとこのことについて、既に事務局がお答えいただいた通りだと思いますけれども、もう 1 点改めて補足をすべきは、もともとこの規定は東京都の青少年の健全育成条例に追加されるものとして想定されているわけですが、その 3 条におきましては、この条例の適用に当たっては、その本来の目的を逸脱して、これを乱用し、都民の権利を不当に侵害しないように留意しなければならないという訓示規定がございます。

これは当然に今回条例改正がなされた場合にかかってくるものでございますし、私としてもこれは当然坪井委員のご指摘のとおり、やはり慎重な運用を期待したいというふうに考えております。基本的にはその条例の構造の中に、この規定が入ってくるということで、改めて一般の捜査権乱用を超えたような特殊な乱用の懸念を増加させるものではないというふうに考えております。

長くなっておりますが、最後 1 点だけ申し上げますと、単純所持罪の規制摘発が実効性を発揮していないというご指摘がございます。これはまさにその通りなのだろうと思いますけれども、なればこそ今回その勧誘行為を処罰の対象とし、またそれについて青少年の意識を喚起して、まずもって青少年が自分で自分を守るようにする。そしてそのような勧誘があった場合に、その外部の方に相談できるようにするという形で、むしろ実効性のある規律を実現するという観点から、今回勧誘行為の一部について、刑事罰化を検討しているということについて 1 点ご留意いただきたいというふうに思います。

長くなりましたが、私からの補足は以上でございます。

○部会長 どうもありがとうございました。今、浅田委員、宍戸委員のお2人から部会での議論も踏まえて、さらに詳しくご説明いただきましたけれども、今の両先生のご意見、ご発言について、何かご質問ご意見がございましたらお願いいたします。

○曾根委員 二度目の発言で申しわけありません。

今、坪井委員の最初の、いわば違法行為として条例規定をすることの難しさの問題提起について、今、浅田さんと宍戸さんからお話があったのは、法的に見れば、そういう規定は可能だという話だと思います。

私が心配するのは、この勧誘行為だとか、いたずら、悪質な行為が二者間の中で秘密裏に行われていて、その事実をどうやって外から把握できるかと。把握する方法は我々から見ると、違法に近い方法によらざるを得なくなってしまうんじゃないか。

たとえ、その被害者たり得る子供の保護者や、その周辺にいる大人たちが、子供のためと思ってやることであっても、そこにやはり子供の人権の尊重の原則を侵してしまいかねない難しさがあるということを含んでいるんじゃないかと思いますので、条例で今後検討される場合には、私たち議会の場でも恐らく審議があると思いますが、この辺の難しさをどう乗り越えていくのかと。

悪質な行為であるだけに、逆にそれを取り締まる方が悪用されない正当な方法をとらなければならない根底の難しさを乗り越えていく必要があると思いますので、心配な点をあえて申し上げさせていただきました。

○部会長 どうもありがとうございます。今のご指摘も重要かと思いますが、もし事務局のほうで何か、今の点についてご発言があればお願いいたします。

○青少年課長 曾根先生のご心配につきまして、御説明させていただきたいと思います。

この答申（案）の中にも、るる述べてございますが、相談しやすい体制の整備というところがしっかり書かれていると思います。今回の条例規制の実効性を高めるためには、子供からしっかり相談が来る体制をとることが大事とされてございます。それは信頼関係の醸成、それから「こたエール」の周知など、子供がアクセスしやすい状態を作ることとございます。

まず一番に子供の相談が来る状態を作る、また子供だけではなくて、お父さん、お母さんが子供の顔を見ていたら、つらい顔をしているなあというときに、何かあったのかと話がで

きる状態もしっかり作ってもらおうということも、普及啓発の中に含まれた家庭内のルール作りというようなところで、家庭内の会話を作っていくということも書かれてございます。

このような方法で、子供の悩みを公的機関に繋げるということが大前提と考えてございます。

○部会長 ありがとうございます。

他の点で何かございますでしょうか。答申（案）全体でも構いませんし、坪井委員のご意見でも構いませんし、いかがでしょうか。

○副会長 すみません、たびたび発言して申し訳ありません。

今も出ていたんですけれども、既存の法律が幾つもございます、児童ポルノですとか、青少年のインターネットアクセスについても法令がございます。ですから、こういった法令は既に生きているわけでございます。ですから、その枠組みから外れる部分ということ。そこに入り切らない部分ということに、きちんとフォーカスしていくということは、ずっと大事にしてきたのではないかと思います。

例えば、先ほどから先生方からご指摘いただいている拡散問題、つまりその画像が後々まで使われてしまうという問題は、既にこれはもう児童ポルノのほうの法令上の問題になっているというふうに理解できる場所が多々あるかと思います。

というようなことで、その既存の法令との相互関係ということがやはり念頭にあるかと。私は法律の専門家ではございませんので、正確に説明できているかどうかわかりませんが、そのことがまず念頭に置かれていくということは、非常に重要ではないかと思います。そのことが先ほど出ましたように、今後既存法令の改正という問題も含むことだというふうに思われます。

それから、先ほどから出ておりますお話の中で、両先生のご説明でも非常に重要と思いますのは、やはり未然の防止ということ、これはなかなか難しい問題だと思うんですが、そこは非常に重要なフォーカスがなされているかなと思います。

私は席上繰り返しお話ししたんですが、もちろん保護者の方の子供たちに対する積極的な介入による未然防止というのは重要なんですが、同時にいろんな大人たちがこの問題に関心をもって、一定の条例上の規定を背後に抱えながら、介入してこれを食い止めていくということは、ぜひやっていきたいことではないかと思います。そういう意味では都民総ぐるみで、こういった問題によって苦しむ子供をなくしていくというような未然防止の観点を、この条

例改正から伝えていくということは、今後非常に重要になってくるのではないかというふう
に思っております。

私見を述べさせていただきましたが、そういうことでございます。

○部会長 どうもありがとうございました。

他の委員の先生方はいかがでしょう。特に坪井委員の法的な課題については、かなり詳
しいご指摘があったわけですが、その点について他にございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

○部会長 それでは、今申し上げました法的な規制上の課題については、坪井委員あるいはた
だいまの曾根委員から貴重なご指摘をいただいたと存じます。

これらの点は、答申(案)の中で法的論点整理が、先ほど事務局からご説明があったよう
に、なされておりますし、あとは浅田委員あるいは宍戸委員からも非常に詳しくご説明いた
だいたということで、都において、これらのご意見も、今後の施策検討や将来の運用の際に
肝に銘じていただくということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○部会長 どうもありがとうございました。

それでは改めてですけれども、答申(案)全体について、もし何かあればお願いいたしま
す。

よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

それでは、本日いただきました委員の皆様のご意見を踏まえて、文言の修正についてもし
あれば、申し訳ないんですけれども、私に一任いただいてもよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○部会長 ありがとうございます。

次回、第2回総会で「第31期東京都青少年問題協議会緊急答申」として小池知事に答申し
たいと思いますが、この点もよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○部会長 どうもありがとうございます。

それでは次に、事務局からご連絡があるということですのでお願いいたします。

○青少年課長 連絡いたします。次回、第2回総会の開催日程等につきましては、追って、ご
連絡させていただきたいと思います。なお、総会終了後に当専門部会とは異なる方の「若者

支援部会」の方も開催する予定でございます。

事務局からの連絡は以上でございます。

○部会長 どうもありがとうございました。

それでは、以上をもちまして本日の拡大専門部会を閉会させていただきます。

冒頭、事務局からご説明がありましたけれども、緑のクリアファイルに入っています資料については、机の上に置いたままお帰りいただきたいと存じます。

本日は、長時間どうもありがとうございました。